

下関市立大学学則

平成19年4月1日

規則第1号

改正 平成20年1月15日規則第1号
平成20年12月26日規則第7号
平成21年3月24日規則第4号
平成21年7月21日規則第10号
平成22年4月28日規則第6号
平成22年7月22日規則第11号
平成22年8月23日規則第12号
平成22年12月6日規則第13号
平成23年2月4日規則第2号
平成24年10月12日規則第4号
平成25年3月28日規則第4号
平成27年2月20日規則第1号
平成27年2月20日規則第3号
平成28年1月25日規則第1号
平成28年8月5日規則第5号
平成29年1月12日規則第1号
平成29年12月12日規則第4号

目次

- 第1章 総則（第1条－第10条）
- 第2章 学年、学期及び休業日（第11条－第13条）
- 第3章 修業年限及び在学期間（第14条－第16条）
- 第4章 入学（第17条－第25条）
- 第5章 授業科目及び単位の認定等（第26条－第32条の2）
- 第6章 休学、復学、留学、退学及び除籍（第33条－第38条）
- 第7章 卒業、学位及び資格（第39条－第42条）
- 第8章 賞罰（第43条－第45条）
- 第9章 科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生（第46条－第48条）
- 第10章 授業料等の徴収（第49条）
- 第11章 厚生及び保健施設（第50条）
- 第12章 地域貢献（第51条）
- 第13章 雑則（第52条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 下関市立大学（以下「本学」という。）は、総合的な知識と専門的な学術を教授研究するとともに、地域に根ざし、世界を目指す教育と研究を通じ有為な人材を育成することにより、地域社会及び国際社会の発展に

寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本学は、教育研究水準の向上によって本学の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、教育方法の改善のため、組織的な取組を行う。

2 本学は、前項で定める自己点検及び評価に加え、本学の教育研究活動の総合的状況について、学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第2項に規定する認証評価機関の評価を受けるものとする。

3 第1項の点検及び評価並びに前項の評価に関し必要な事項は、別に定める。

(学部、学科及び目的)

第3条 本学に経済学部を置く。

2 経済学部には経済学科、国際商学科及び公共マネジメント学科を置く。

3 前項に規定する学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

区分	入学定員	編入学定員	総定員
経済学科	195人	8人	796人
国際商学科	195人	8人	796人
公共マネジメント学科	60人	4人	248人
合計	450人	20人	1,840人

4 第2項に規定する経済学科、国際商学科及び公共マネジメント学科の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 経済学科は、国際・国民経済、地域・地方の経済社会にかかわる理論・政策・歴史に習熟することにより、現代の経済社会への理解を深め、現代経済の諸問題に的確に対応しうる創造的経済人の育成を目的とする。

(2) 国際商学科は、商学・経営学に関する理論と実務に習熟するとともに、東アジアを中心とする国際交流に適応しうる豊かな国際感覚及び語学能力や情報処理能力などを幅広く備えた健全な経済人の育成を目的とする。

(3) 公共マネジメント学科は、マネジメント（効果的な経営管理）の理論と実務に習熟し、その視点から行政、企業・NPO活動、地域づくりといった公共的な諸活動の場で活躍する職業人の育成を目的とする。

(大学院)

第4条 本学に大学院を置く。

2 大学院の学則その他必要な事項は、別に定める。

(職員)

第5条 本学に、学長、教授、准教授、助教、助手、講師、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

2 職員の職務等については、別に定める。

(学長)

第6条 学長は校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(学部長)

第7条 本学の学部に、学部長を置き、教授をもって充てる。

2 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

3 学部長の任期その他必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第8条 本学に教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(附属施設)

第9条 本学に附属施設として、図書館及び地域共創センターを置く。

2 附属施設に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第10条 本学に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学期は、学年を分けて次のとおりとする。ただし、学長が特に必要と認めた場合は、春学期の終了日及び秋学期の開始日を変更することができる。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第13条 授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 春季休業

(4) 夏季休業

(5) 冬季休業

2 前項第3号から第5号までの休業の期間については、年度ごとに学長が定める。

3 第1項の定めにかかわらず、学長が必要と認めた場合は、休業日を休業日でない日にし、又は休業日でない日を休業日にすることができる。

第3章 修業年限及び在学期間

（修業年限）

第14条 学部の標準修業年限は、4年とする。

2 前項の規定にかかわらず、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する学生（以下「長期履修学生」という。）がその旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

（入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算）

第15条 本学の学生以外の者で第46条第1項に規定する科目等履修生として本学において一定の単位（学校教育法第90条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り。）を修得したものが本学に入学する場合の修業年限（長期履修学生については計画的に履修することが認められた期間。以下この条において同じ。）については、第30条の規定により入学後に修得したものとみなすことができる単位数その他の事項を勘案して、前条に規定する修業年限の2分の1を超えない範囲で、一定期間を修業年限に通算することができる。

（在学期間）

第16条 学生の在学期間は、8年を超えることができない。ただし、次の各号に掲げる者については、当該各号に定める期間を超えて在学することはできないものとする。

(1) 長期履修学生 長期履修を認められた期間に4年を加えた期間

(2) 第23条の規定により入学した者（以下「編入学した者」という。）
4年

(3) 第24条の規定により入学した者（以下「再入学した者」という。）

第25条の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する期

間

第4章 入学

(入学の時期)

第17条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第18条 本学に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の志願)

第19条 本学に入学を志願する者は、所定の期日までに必要書類を添えて検定料を納付しなければならない。

(入学者の選考)

第20条 入学志願者に対しては、入学試験を行い、教授会の意見を聴いて学長が合格者を決定する。

(入学手続)

第21条 前条の規定による合格決定の通知を受けた者は、指定の期間内に学長の定める入学の手続を完了しなければならない。

(入学許可)

第22条 学長は、前条の規定による入学手続を完了した者について入学を許可する。

(編入学)

第23条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者で本学に編入学を志願するものがあるときは、選考により、教授会の意見を聴いてこれを許可することができる。

(1) 学士の学位を有する者

(2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(3) 修業年限4年以上の大学において、第2年次以上に在学する者で62単位以上を修得しているもの、又は2年以上在学した者で大学において62単位以上を修得したもの

(4) 外国において、学校教育における14年以上の課程（日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。）を修了した者

(5) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）

(6) 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）

(7) 当該年度の3月までに前各号の条件を満たせる見込みの者

(8) その他本学において前各号に規定する者と同等であると認めた者

(再入学)

第24条 学長は、第37条の規定により退学を許可された者（第34条第2項第1号に該当する者を除く。）が再入学を願い出たときは、欠員の状況等により、教授会の意見を聴いてこれを許可することができる。

(再入学の場合の取扱い)

第25条 前条の規定により入学を許可された者の在学すべき年数については、学長が決定する。

第5章 授業科目及び単位の認定等

(授業科目及び単位数)

第26条 授業科目及びその区分並びにその単位数は、別表第1から別表第8までに定めるとおりとする。

2 修得すべき単位数等については、別表第9のとおりとする。ただし、編入学

した者に係る修得すべき単位数については、別表第10のとおりとする。

3 授業科目の履修方法については、別に定める。

(単位)

第27条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

(成績評価)

第28条 履修科目の評価は、各授業担当の教員が、学習状況、試験等によって行う。

2 前項の評価は、秀、優、良、可、不可及び失格をもって表し、秀、優、良及び可を合格とし、不可及び失格を不合格とする。

3 合格した科目については、所定の単位を認定する。

(追試験)

第29条 授業科目試験に欠席した者に対し正当な理由があると認められた場合には、追試験を行う。

(入学前の既修得単位等の認定)

第30条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学等を含む。次条第1項及び第46条第1項において同じ。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなす。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った高等学校の専攻科の課程、高等専門学校(高等専門学校の課程若しくは専修学校の専門課程)における学修で本学が大学教育に相当する水準を有すると認めたもの又は短期大学若しくは高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第31条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の履修により修得した単位は、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第32条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学した後に行った第30条第2項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

(本学以外での学修による単位認定等の上限)

第32条の2 前3条により本学において修得したものとみなすことのできる単位数及び与えることのできる単位数の合計は、60単位を超えないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学生が編入学した者である場合は、第30条により修得したものとみなすことのできる単位数及び与えることのできる単位数の合計は62単位とし、前2条により修得したものとみなすことのできる単位数及び与えることのできる単位数の合計は30単位を超えないものとする。

第6章 休学、復学、留学、退学及び除籍

(休学)

第33条 学長は、病気又はやむを得ない事由によって引き続き3月以上修学することができない学生が休学を願い出たときは、これを許可することができる。

2 学長は、前項の規定にかかわらず、疾病のため修学が不相当と認められた者に対して、休学を命ずることができる。

3 休学期間は、通算して4年を超えることができない。ただし、編入学した者にあつては通算して2年を、再入学した者にあつては学長が定めた在学すべき年数と同じ年数を通算してを超えることができないものとする。

4 休学期間は、第16条で規定する在学期間に算入しない

(復学)

第34条 学長は、前条の規定により休学した学生について、休学の期間が満了したとき、又は休学期間中にその事由が消滅したときは、本人の願い出により、復学を許可することができる。

2 学長は、前項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者が復学を願い出たときは、これを許可することができる。

(1) 第37条の規定により退学した者で退学の日から起算して3年以内のもの

(2) 第38条第1号の規定により除籍された者のうち、除籍の日から起算して3年以内の者で未納の授業料を納入したもの

- (3) 第38条第3号の規定により除籍された者のうち、除籍の日から起算して3年以内の者で休学事由が消滅したもの

第35条 削除

(派遣留学)

第36条 学長は、外国の大学又は短期大学で学修することを志願する学生について、当該外国の大学又は短期大学との協議に基づき、教授会の意見を聴いて留学を許可することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第14条に定める修業年限に算入することができる。

(単位認定を目的とした私費留学)

第36条の2 学長は、外国の大学又は短期大学等で単位認定を目的として学修することを志願する学生（前条第1項の規定による許可を受けた学生を除く。）について、同項に規定する協議を行うことが困難な場合は、当該学生の申請に基づき、当該学生の留学を単位認定を目的とした留学として承認することができる。

- 2 前項の承認を得て留学する学生は、留学する期間の初日から末日までを含む期間について休学の承認を得なくてはならない。

(退学)

第37条 学長は、病気その他やむを得ない事由によって、学生が退学を願ったときは、これを許可することができる。

(除籍)

第38条 学長は、次の各号のいずれかに該当する学生を除籍することができる。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しない者
- (2) 第16条に定める最長の在学期間を満了しても卒業できない者
- (3) 第33条第3項に定める最長の休学期間を休学し、なお修学できない者
- (4) 死亡し、又は行方不明になった者

第7章 卒業、学位及び資格

(卒業)

第39条 本学に4年（編入学した者については2年とし、再入学した者については第25条の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、所定の授業科目の履修によって124単位以上を修得した者について、教授会の意見を聴いて学長が卒業を認定する。

2 卒業の時期は、春学期又は秋学期の終わりとする。

(学位)

第40条 前条の規定により卒業を認定された者に対して、経済学科に属する者にあつては学士(経済学)の学位、国際商学科に属する者にあつては学士(商学)の学位、公共マネジメント学科に属する者にあつては学士(公共マネジメント)の学位を授与する。

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許状授与の所要資格の取得)

第41条 教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める単位を修得しなければならない。

2 前項に定める単位の授業科目の履修については、別に定める。

3 本学において取得できる教育職員免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科	免許状の種類及び教科		
経済学部	経済学科	中学校教諭	1種免許状	社会
		高等学校教諭	1種免許状	地理歴史
		高等学校教諭	1種免許状	公民
	国際商学科	高等学校教諭	1種免許状	商業
	公共マネジメント学科	中学校教諭	1種免許状	社会
		高等学校教諭	1種免許状	公民

(履修方法等の規定)

第42条 この学則に定めるもののほか、履修方法等に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 賞罰

(表彰)

第43条 学長は、学力優秀その他模範とするに足る行為のあった者について、これを表彰することができる。

(懲戒)

第44条 学長は、学生が本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、教授会の意見を聴いてこれを懲戒する。

2 懲戒は、けん責、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対し行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他著しく学生の本分に反した者

4 学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

(教育的措置)

第45条 学長は、前条第2項に規定する懲戒のほか、口頭又は文書による嚴重注意その他の教育的措置を行うことができる。

第9章 科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第46条 学長は、本学の学生以外の者で、本学の授業科目のうち1又は複数の授業科目の履修を願い出たものについては、教育研究に支障のない範囲において、教授会の意見を聴いて、科目等履修生として履修を許可することができる。

2 科目等履修生に関して単位の認定その他必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第47条 学長は、他の大学又は短期大学の学生で、本学において授業科目を履修し、単位の修得を希望するものがあるときは、当該他の大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として履修を許可することができる。

2 特別聴講学生は、試験を受けることができる。

3 前項の試験に合格した者には、所定の単位を与える。

4 前3項に定めるもののほか特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第48条 学長は、外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を希望するものがあるときは、選考により、教授会の意見を聴いてこれを許可することができる。

2 前項に定めるもののほか外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 授業料等の徴収

(授業料等の徴収)

第49条 授業料、入学金その他の費用に徴収については、別に定める。

第 1 1 章 厚生及び保健施設

(施設)

第 5 0 条 本学に、厚生及び保健に関する諸施設を設ける。

2 厚生及び保健に関する諸施設に関し必要な事項は、別に定める。

第 1 2 章 地域貢献

(地域貢献)

第 5 1 条 本学における教育研究成果の普及及び活用によって地域社会の発展に寄与するため、公開講座の開設等、大学開放に係る事業を行うものとする。

2 前項の地域貢献に関し必要な事項は、別に定める。

第 1 3 章 雑則

(その他)

第 5 2 条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、下関市立大学学則(平成 1 7 年下関市規則第 7 5 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に伴い必要な経過措置は、学長が別に定める。

附 則 (平成 20 年 1 月 15 日規則第 1 号)

1 この規則は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 2 0 年 3 月 3 1 日現在在学し、引き続き在学する者に係る授業科目及び単位数は、この規則による改正後の下関市立大学学則第 2 6 条及び別表第 2 から別表第 7 までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成 20 年 12 月 26 日規則第 7 号)

この規則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 3 月 24 日規則第 4 号)

この規則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 7 月 21 日規則第 10 号）

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年 4 月 1 日以後に入学した者（第 15 条の規定により修業年限に通算された者、第 23 条の規定により編入学した者及び第 24 条の規定により再入学した者を除く。）以外の者であって、平成 25 年 3 月 31 日までに、この規則による改正前の下関市立大学学則別表第 7 に規定する総合演習の単位を修得した者は、この規則による改正後の下関市立大学学則第 26 条及び別表第 7 の規定にかかわらず、同表に規定する教職実践演習の単位を修得することを要しない。

附 則（平成 22 年 4 月 28 日規則第 6 号）

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 3 月 31 日現在在学し、引き続き在学する者に係る授業科目及び単位数は、この規則による改正後の下関市立大学学則（以下「改正後の学則」という。）別表第 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の学則第 3 条第 3 項の規定にかかわらず、この規則の施行の日から平成 25 年 3 月 31 日までの間においては、経済学科及び国際商学科の編入学定員は各 10 人とし、公共マネジメント学科の編入学定員は 0 人とする。

附 則（平成 22 年 7 月 22 日規則第 11 号）

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 3 月 31 日現在在学し、引き続き在学する者に係る修業年限並びに授業科目及び単位数は、この規則による改正後の下関市立大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 8 月 23 日規則第 12 号）

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 3 月 31 日現在在学し、引き続き在学する者に係る授業科目及び単位数は、この規則による改正後の下関市立大学学則別表第 7 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 12 月 6 日規則第 13 号）

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 3 月 31 日現在在学し、引き続き在学する者に係る授業科目及び単位数は、この規則による改正後の下関市立大学学則別表第 5 及び別表第 7 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 2 月 4 日規則第 2 号）

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 3 月 31 日現在在学し、引き続き在学する者に係る授業科目

及び単位数は、この規則による改正後の下関市立大学学則別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年10月12日規則第4号）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日現在在学し、引き続き在学する者に係る授業科目及び単位数は、この規則による改正後の下関市立大学学則別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月28日規則第4号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月20日規則第1号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月20日規則第3号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度までに入学した者並びに平成27年度及び平成28年度に編入学する者に係る授業科目及び単位数、履修科目の評価の方法、追試験の実施並びに卒業必要単位数は、この規則による改正後の下関市立大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年1月25日規則第1号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第38条の改正規定は、平成28年4月2日から施行する。
- 2 平成26年度までに入学した者、平成27年度に編入学した者及び平成28年度に編入学する者に係る教育職員免許状取得のための科目の授業科目及び単位数は、この規則による改正後の別表第8の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年8月5日規則第5号）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度までに編入学した者に係る修得すべき単位数は、この規則による改正後の別表第10の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年1月12日規則第1号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月12日規則第4号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。